

医療・福祉問題研究会会報

NO. 140
2018.9.25

医療・福祉問題研究会 第132回研究例会

日 時: 10月20日(土) 午後3時～5時

会 場: 松ヶ枝福祉館1階 生きがい活動室

テーマ: 国民皆保険の崩壊の危機

～受診相談からみえる国民健康保険制度の深刻な実態～

報告者: 川合優さん(城北病院医療ソーシャルワーカー)

国民皆保険の根幹とも言える国民健康保険制度(以下、国保)が崩壊の危機に直面しています。高すぎる国保料が原因で保険料を滞納してしまい、その結果として、自治体から保険証の返還を求められ、手元に保険証がない人も多く存在しています。保険証がないために、医療機関にかかることもできず、受診時には手遅れとなってしまうケースが後を絶ちません。実際、私が働く城北病院でも毎年、国保加入者による受診手遅れ事例が発生しています。

これらの背景には、国保制度が抱える構造的な問題が隠れていることは言うまでもありません。国保加入者の半数は無職者であり、さらには高齢で所得水準が低い人が多くを占めています。一方で、自治体への国保財政への国庫支出金は年々削減されており、その結果として国保料が増加傾向にあるということもいえるでしょう。

さらに、今年度より国保の都道府県化が開始され、医療費削減政策のシステムとして国保制度が利用されることとなり、国保料のさらなる引き上げが懸念されています。

今回の例会では、実際に医療機関でおこっている深刻な実態の報告をさせていただき、参加者の皆さんとともに、あるべき国保制度の姿について考えていきたいと思います。多数のご参加をお待ちしております。

※事前申し込み不要、参加費無料です。多数のご参加お待ちしております。

※例会に先立ち、13時より同会場にて運営委員会を開催いたします。

医療・福祉問題研究会 2018 年度総会まとめ

2018 年度研究会総会を開催－新規会員を増やし、安定した研究会運営へ－

大田健志

8 月 19 日、石川県社会福祉会館にて、2018 年度の総会を開催しました。伍賀道子さんの司会進行のもとで、まず大田から「2017 年度の活動報告と 2018 年度の活動計画（案）」について提案。続けて、広田敏雄さんから「2017 年度の決算と 2018 年度の予算（案）」を、河野すみ子さんから「雑誌会計」について報告・提案がなされ、質疑・討論を行いました。

2013 年度の会員整理以降、毎年会員数が減少していましたが、2017 年度は入会 8 人、退会 2 人で実質 6 人の会員増となりました。また、昨年度はホームページの管理担当に村上慎司さんが加わったこともあり、ホームページの刷新や研究会としての Facebook ページの創設など、情報発信の面でも新たな手法に取り組むこともできました。今後は、既存のメーリングリストのさらなる活用とあわせて、研究会の継続と発展に向けた働きかけにも注力していくことなどが話し合われました。

総会終了後は、記念企画として、北見万幸さん（横須賀市福祉部次長）、村上慎司さん（金沢大学人間社会学域 経済学経営学系）より「人間の尊厳と生活保障：福祉の原点を追求する実践と理論」と題して記念講演をしていただきました（講演会の概要は別稿）。



2018 年度総会記念講演会の報告

「人間の尊厳と生活保障～福祉の原点を追求する実践と理論」

村上慎司（金沢大学人間社会研究域経済学経営学系／人間社会学域
地域創造学類福祉マネジメントコース 社会保障論研究室 講師）

2018 年 8 月 19 日に開催された医療・福祉問題研究会 2018 年度総会記念講演会「人間の尊厳と生活保障～福祉の原点を追求する実践と理論」では、横須賀市福祉部次長の北見万幸氏と筆者による 2 つの講演があった。

実践面からの北見氏の講演は大きく 2 つの内容から成り立つ。第一の内容は境界層証明に関するものである。これは生活保護受給には至らない生活困窮者への公的支援の一つとして位置づけられる。現行の日本における税制と社会保障の機能不全のために生活に困窮する人々に対して、境界層証明書は介護保険や国民健康保険の負担を減額でき、ディーセントな生活保障を可能とする。また、行政担当者は、生活困窮者への明確な解決策を提示し、これらの人々を救済に導くことができる。さらに、市民・国民にとっても、社会保険に関する軽減による追加的費用が生じるものの、生活保護費の削減によって、トータルでは横須賀市の単年度財政にプラス効果が生じるという。しかしながら、境界層証明書は、計算の複雑さ、生活保護担当者が他の制度に精通する必要性、そして、縦割り行政の弊害から、全国的に十分に普及するに至っておらず、この点が課題として残されている。

第二のものは、死後の尊厳に関わる。単身高齢者の増加を背景として、引き取り手のない遺骨への対応は喫緊の課題である。横須賀市の終活支援として、エンディング・サポート事業と終活情報登録伝達事業を行っている。エンディング・サポート事業とは、最低額で葬儀・納骨の生前契約を見守り見届けるものである。そして、終活情報登録伝達事業とは、無料で終活情報を預かり、死亡時の連絡先を指定するものであり、これには地域コミュニティの連絡先も登録できる。いずれの事業も当人の生前意思の貫徹という観点から尊厳の実現に寄与できると考えられる。

理論面からの筆者の講演は最低生活保障と自立概念を再検討することを試みた。生活保護基準を減額する現行の生活保護制度で採用されている消費水準均等方式の弱点、そして、生活困窮者自立支援制度における就労自立の前景化の懸念は、オルタナティブな生活保障の理論が要請する。そこで、筆者の講演は、経済学者アマルティア・センによって提唱された福祉と自由の基礎概念であるケイパビリティ概念を取り上げた。ケイパビリティとは、個人が財・サービスを用いて達成可能な価値をおく理由のある行為や状態に関する選択肢の束であり、つまり、人々の望ましい生き方の幅を表現する。この概念から生活保障にアプローチすると、(1) 消費水準からケイパビリティへ、(2) 相対的基準から社会的決定要因も考慮した絶対的基準へ、(3) より低い水準への合致という最低限概念から人間らしいまっとうな公的責任で果たすべき最低限へ、といった理論的枠組みの転換を可能とする。

また、ケイパビリティは行為主体性・責任主体性を意味するエージェンシー的自由とも関連する。この含意は就労自立に限定されない日常生活自立と社会生活自立の実現を強調し、現行の自立概念、さらに尊厳概念の刷新作業に貢献できる。他方で、これは政治的自由と関連し、生活保護基準に関する社会的選択への関与も射程に含む。

以上の2つの講演後に、会場の参加者との活発な質疑応答があった。改めて北見氏と参加者に深謝の意を表明し、本報告の結びとする。



会員レポート

「年金引き下げ違憲訴訟」第8回口頭弁論を聞いて

河野すみ子

7月13日、「年金引き下げ違憲訴訟」第8回口頭弁論が金沢地方裁判所で行われ、75人が傍聴しました。第2次提訴を行った石川県の1人と福井県の10人の原告が併合され、42人の原告になりました。

今回の口頭弁論は裁判長が代わったため、3人の原告弁護団がこれまでの主張の概略を説明。萩野弁護士は、特例水準の解消を理由にした年金2.5%引き下げは違法・違憲であると主張しました。米田弁護士は生活アンケート結果を説明し、「深刻な実態を踏まえれば、本件減額改定が違憲であることは明らかな」と述べました。荒木弁護士は「制度後退禁止原則が憲法25条から導かれる」と指摘しました。

ついて、福井のNさん（83歳、男性）が意見陳述しました。中学校卒業後、15歳でガラス店に住み込み、厚生年金も国民年金も未加入。18歳のとき保安隊に入る。改組され自衛隊になるが、24歳で除隊。この在職期間は年金加入期間として加算されていません。その後、タクシー会社に就職し、厚生年金に加入。体を壊し、32歳で退職。しばらく療養後、自営でガラス店を開業し、国民年金に加入。43歳のとき連帯保証人になったのが原因で倒産。その後、京都のタクシー会社に就職し、厚生年金に加入。定年の60歳まで勤めた。定年後、敦賀のタクシー会社に76歳まで非常勤で働く。この間の給与は、水揚げの40%だけで賞与も退職金もなかった。

このような経歴のため、年金はもともと多くありません。2016年度は年間15,000円減額され、現在の年金は年間1,468,900円、月額122,000円ほどです。妻の年金51,000円と合わせて、月173,000円ほどで暮らしています。現在の1ヶ月の生活には、家賃25,000円、電気料金7,000円、上下水道料金4,000円、電話料金3,000円など固定支出が最低39,000円、また、後期高齢者保険料800円、介護保険料4,800円がかかります。さらに、新聞代、町内会費、妻の糖尿病治療のインシュリン代、私の胃癌手術後の定期検査などの支出60,000円をひくと、68,000円ほどしか残りません。これで、夫婦2人の食事、医療費、日用品費などの生活費を賄っていかなければなりません。まして、冠婚葬祭、病気など臨時の出費があると、さらに切り詰めなければならず、暮らしにまったく余裕がありません。

政府は、さらに年金を引き下げようとしています。これ以上年金が引き下げられれば、私たちの暮らしは立ちゆかなくなります。高齢者にとって年金は命綱です。裁判長には「これ以上、年金を引き下げないで欲しい」、「誰もが安心して老後を迎えられる年金制度にして欲しい」という私たちの切実な声に耳を傾け、公正な審理をしてくださるようお願いしています、と述べました。裁判を傍聴して、15歳から76歳まで働いてこられたNさんの年金はほんとうに低く、さらに引き下げると政府の方針に強い憤りを覚えました。また、医療費の一部負担を軽減し、医療保障を充実させていくことが必要であると思いました。次回は、10月23日（火）13時30分から行われます。多くの方々の傍聴をお願いします。

＜今後の裁判についてのご案内＞

- ・「生活保護基準引き下げ違憲処分取消等請求訴訟」

第15回口頭弁論

12月6日（木）13時30分

第16回口頭弁論

3月7日（木）13時30分

- ・「年金引下げ違憲訴訟」第5回口頭弁論

10月23日（火）13時30分

ご都合のつく方は、金沢地方裁判所にぜひ裁判傍聴にお越しください。

多くの参加者で傍聴席をいっぱいにしましょう！